

2023年3月号 (Vol.17)

自動運転車を用いた旅客／貨物運送事業のルールに係る 道路運送法施行規則等の改正

- I. 道路運送法施行規則等の改正について
- II. 本改正の概要
- III. 今後の課題

森・濱田松本法律事務所

弁護士 戸嶋 浩二

TEL. 03 5223 7789

koji.toshima@mhm-global.com

弁護士 佐藤 典仁

TEL. 03 6266 8717

norihito.sato@mhm-global.com

弁護士 秋田 顕精

TEL. 03 6213 8172

kensho.akita@mhm-global.com

弁護士 片野 泰世

TEL. 03 6212 8370

taisei.katano@mhm-global.com

I. 道路運送法施行規則等の改正について

2023年4月1日付で道路運送法施行規則等が改正され、旅客／貨物自動車運送事業者が自動運転車を用いて事業を行う場合に講ずべき輸送の安全確保に関する措置が規定されます。

この改正は、「自動運転車を用いた自動車運送事業における輸送の安全確保等に関する検討会 報告書」(国土交通省 2023年1月)(以下「本報告書」といいます。)を踏まえたものです¹。同報告書では、2022年4月の道路交通法改正により²、2023年4月からレベル4に相当する運転者がいない状態での自動運転(特定自動運行)の許可制度が創設され特定自動運行が可能になること等を踏まえ、旅客／貨物自動車運送事業者が、従来と同等の輸送の安全等を確保しつつ、自動運転車を用いて事業を行うことを可能とするためのルールの見直し(事業者が具体的に講ずべき事項の設定等)について検討しています。

また、国土交通省に設置された「運行管理高度化検討会」において、ICTを活用した点呼の実施に係る機器・システム等の要件がとりまとめられたことを踏まえ、2022年12月に遠隔点呼実施要領³が公表されるとともに、対面によらない点呼について法令に規定するため、2023年4月1日付で旅客自動車運送事業運輸規則(昭和31年運輸省令第44号)等が改正される予定です(以下、道路運送法施行規則等の改正とあわせて「本

¹ 同報告書の概要については、当事務所発行の [AUTOMOTIVE NEWSLETTER 2023年1月号 \(Vol.16\)](#) をご参照ください。

² 特定自動運行の許可制度を創設する道路交通法改正については、当事務所発行の [AUTOMOTIVE NEWSLETTER 2022年3月 \(Vol.14\)](#) をご参照ください。

³ <https://www.mlit.go.jp/jidosha/content/001448976.pdf>

AUTOMOTIVE NEWSLETTER

改正」と総称します。)

そこで、本号では、本改正の概要について取り上げます。

II. 本改正の概要

本改正の概要は以下のとおりです。

- (1) 旅客／貨物自動車運送事業者及びその運行管理者は、特定自動運行事業用自動車（特定自動運行に使用する事業用自動車をいう。以下同じ。）の運行に関し、以下の業務を行わなければならない。
 - 特定自動運行保安員⁴を特定自動運行事業用自動車に乗車させ、又は、特定自動運行事業用自動車に必要な装置を備えた上で遠隔から特定自動運行保安員にその業務を行わせること。
 - 業務を行おうとする特定自動運行保安員に対し点呼を行い、その記録を1年間保存すること。
 - 酒気帯びや疾病等の理由により安全に業務を行うことができないおそれがある特定自動運行保安員を業務に従事させないこと。
 - 特定自動運行保安員に対し、適切な指導監督を行うとともに、その指導監督に係る記録を3年間保存すること。
 - 旅客自動車運送事業において、特定自動運行事業用自動車に特定自動運行保安員を乗車させるときは、当該特定自動運行保安員の写真を貼り付けた保安員証を旅客に見やすいように表示又は掲示すること。 等
- (2) 特定自動運行保安員は、特定自動運行事業用自動車に係る業務について、以下の事項を遵守しなければならない。
 - 酒気帯びや疾病等で安全に業務を実施することができないおそれがあるときは旅客／貨物自動車運送事業者へ申し出ること。
 - 業務前及び業務後の点呼を受け、必要な報告を行うこと。
 - 道路運送車両法の規定による点検、又はその確認を行うこと。 等
- (3) 自家用有償旅客運送者等及びそれらの運行管理の責任者は、特定自動運行自家用有償旅客運送自動車等（特定自動運行に使用する自家用有償旅客運送自動車等をいう。以下同じ。）の運行に関して、特定自動運行保安員を特定自動運行自家用有償旅客運送自動車等に乗車させ、又は、特定自動運行自家用有償旅客運送自動車等に必要な装置を備えた上で遠隔から特定自動運行保安員にその業務を行わせなければならない。

⁴ 公表資料では明確な定義がされていないが、本報告書を踏まえると、「運送事業者の従業員のうち、運転者が行っていた運転操作以外の業務を行う者」を指すと考えられる。

AUTOMOTIVE NEWSLETTER

- (4) 旅客／貨物自動車運送事業者が運転者又は特定自動運行保安員に対して行う点呼について、機能及び運用上の遵守事項等に関して一定の要件を満たした機器により点呼を行うことを可能とする。

Ⅲ. 今後の課題

本改正に関しては、パブリック・コメントが、2023年2月9日に公示され⁵、2023年3月12日まで実施されており、2023年4月1日に施行予定です。これにより、IIのとおり、旅客・貨物自動車運送事業者が自動運転車を用いて事業を行う場合に講ずるべき輸送の安全確保に関する措置の概要は明らかになりました。

他方で、それぞれの措置の詳細や遠隔監視業務等を外部委託する場合に必要とされる措置等については現時点では具体的にどのような規定になるか明らかではなく、引き続き注視していく必要があります。

セミナー

- セミナー 『ReVision モビリティサミット 2023』
- 開催日時 2023年3月9日(木) 9:30~19:00 (会場開催・オンライン配信)
- 講師 佐藤 典仁
- 主催 ReVision Auto&Mobility
- URL https://rev-m.com/event_schedule/mobility2023/program

文献情報

- 論文 「<Robotics 法律相談室第91回>自動運転車を用いた旅客/貨物自動車運送事業のルール整備の方向性はどのようなものか」
- 掲載誌 日経 Robotics 2023年3月号
- 著者 真下 敬太

NEWS

- IFLR1000's 32nd edition にて高い評価を得ました
当事務所と当事務所の弁護士が日本において高い評価を受けております。
さらに、タイ (Chandler MHM Limited)、ミャンマー (Myanmar Legal MHM Limited)、シンガポール及びベトナムにおいても各オフィスに所属する弁護士が上位グループにランキングされ、高い評価を受けております。
- Chambers Asia-Pacific 2023 にて高い評価を得ました
Chambers Asia-Pacific 2023 で、当事務所は TMT 分野を含む 18 の分野で上位グ

⁵ 「道路運送法施行規則等の一部を改正する省令案等に関する意見募集について」(案件番号 155230901)

AUTOMOTIVE NEWSLETTER

グループにランキングされ、当事務所の弁護士が各分野で高い評価を得ました。TMT 分野では岡田 淳弁護士が選出されています。

さらにタイ (Chandler MHM Limited)、ミャンマー (Myanmar Legal MHM Limited)、及びベトナムにおいても各分野で上位グループにランキングされ、各オフィスに所属する弁護士がその分野で高い評価を得ております。

➤ **The Legal 500 Asia Pacific 2023 にて高い評価を得ました**

The Legal 500 Asia Pacific 2023 にて当事務所は TMT 分野を含む 16 の分野で上位グループにランキングされ、当事務所の弁護士が各分野にて Hall of Fame、Leading Individuals、Next Generation Partners または Rising Stars の高い評価を得ました。TMT 分野では、林 浩美弁護士と岡田 淳弁護士の 2 名が Leading Individuals に選出されました。

さらにタイ (Chandler MHM Limited)、ミャンマー (Myanmar Legal MHM Limited)、ベトナムにおいても各分野で上位グループにランキングされ、各オフィスに所属する弁護士が各分野にて高い評価を得ております。

➤ **ジャカルタオフィス業務開始のお知らせ**

当事務所は、2023 年 1 月 1 日より、インドネシアの現地法律事務所である ATD Law との業務提携を開始し、ATD Law in association with Mori Hamada & Matsumoto という形で、弊事務所のジャカルタオフィスとして、本格的な業務を開始いたしました。

ジャカルタオフィスには、パートナーの竹内 哲 弁護士が所属予定であることに加え、アソシエイトのシャハブ 咲季 弁護士が常駐いたします。竹内弁護士は、M&A/コーポレートの分野において高い専門性を有し、ジャカルタ駐在 (2014 年～2017 年) 後、シンガポールから東南アジア全域の M&A 案件及びインドネシア案件 (M&A、ジョイント・ベンチャー、労務、贈収賄、不正調査、債権回収、倒産、紛争解決等) を幅広く手掛けて参りました。

ATD Law は、2022 年 10 月に開設した現地法律事務所であり、インドネシアにおいて既に高い評価を受けており、M&A/コーポレート/金融/通信/テクノロジー分野への知見が特に深い Abadi Abi Tisnadisastra 弁護士が代表を務めます。また、ATD Law には、バンキング・ファイナンス分野への知見が深い新進気鋭の Alfa Dewi Setiawati 弁護士がパートナーとして、また、当事務所のシンガポールオフィスにて幅広いインドネシア案件を長年手掛けてきた Robbie Julius 弁護士がカウンセラーとして参画し、弁護士数 10 名を擁する体制となっており、インド

AUTOMOTIVE NEWSLETTER

ネシア業務に関して幅広いリーガル・サービスを提供できる体制が整いつつあります。

インドネシアは、法制度・実務運用が複雑であり従来よりリーガルニーズが高い国ですが、今後更に巨大な消費マーケットに裏打ちされた各種産業の多様化・深化が見込まれ、そのリーガルニーズも日々多様化しています。ジャカルタオフィスでは、ジャカルタの現地から、当事務所がこれまで培ってきたインドネシア案件の豊富な経験も活かし、多様化するクライアントの皆様からのニーズに対して、最良のクライアント・サービスを提供できるよう取り組んで参ります。そして、当事務所の日本・シンガポール・バンコク・ベトナム・ミャンマー・中国の各オフィスのメンバーとも協働することにより、国内外の幅広いクライアントの皆様からの多様なご依頼へ対応することを通じて、さらなるリーガル・サービスの向上、インドネシア業務の深化を目指します。

ジャカルタオフィス、当事務所の全弁護士を結集して、インドネシアを含むアジア全体でのニーズ、グローバルなニーズにも対応できる体制を充実させることにより、クライアントの皆様の Firm of Choice であり続けられるよう、事務所一丸となって取り組んで参る所存です。

(当事務所に関するお問い合わせ)
森・濱田松本法律事務所 広報担当
mhm_info@mhm-global.com
03-6212-8330
www.mhmjapan.com